

小金井 宮地楽器ホール
友の会「こがねいメンバーズ」会員規約

第1条（名称）

本会は、「小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）友の会『こがねいメンバーズ』」と称します。

第2条（目的）

本会は、小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）にて開催される各種公演等への積極的な参加を通じて、地域文化の振興に寄与することを目的とします。

第3条（事務局）

本会の運営に関する事務取扱い及び決定事項は、小金井市より指定管理者として指定を受けたこがねいしてい共同事業体（以下「指定管理者」といいます）が行います。

第4条（会員）

会員は、本規約を承認の上、指定管理者が定める入会申込を行い、指定管理者の承認を経てかつ第6条に定める年会費を納めた方をいいます。

第5条（会員資格期間およびその更新）

会員資格期間は、年会費が納められた日から1年後の当月の末日までとし、会員は第6条第4項に定める手続きをとることにより、1年毎に会員資格期間を更新することができます。

第6条（会費）

- （1）会費は会員資格期間を1年とし、年額（消費税等含む）2,000円（以下「年会費」といいます）とします。
- （2）年会費の支払いは、全額一括払いとします。
- （3）会員は、年会費を指定管理者が定める方法で支払うものとし、次項に定める更新手続きの際も同様とします。
- （4）会員が会員資格期間満了後も継続して入会を希望する場合、指定管理者が会員に対して行う更新に関する通知に基づき、会員資格期間の最終日までに次年度の年会費を支払うことにより更新手続きが完了するものとし、その後の継続についても同様とします。
- （5）年会費は、理由の如何を問わず一切返金しないものとします。

第11条（退会）

- （1）会員は、いつでも本会を退会することができるものとします。
- （2）会員が本会の退会を希望するときは、指定管理者に退会の申し出をするものとします。
- （3）退会の理由の如何を問わず、年会費は一切返金しないものとします。

第12条（会員資格の取り消し）

会員資格期間内であっても、会員が次のいずれかに該当する場合、指定管理者は会員の資格を取り消すことができるものとします。ただし、会員資格取り消しの場合も、年会費は一切返金しないものとします。

- ①入会時に虚偽の申告があったとき
- ②本規約に違反したとき
- ③会員期間満了時の更新手続きがなされないとき
- ④会員として購入した公演チケットをインターネットオークション、対面販売、その他の方法の如何に関わらず、または実際に転売利益を獲得できたか否かに関わらず、営利を目的として転売したと認められる場合
- ⑤暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力に該当する事実があった場合
- ⑥その他、小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）の運営上支障があると指定管理者が認めるとき

第13条（規約の改正）

指定管理者は、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、指定管理者は変更事項を会員に速やかに通知するものとします。

第14条（個人情報の取り扱い）

会員の個人情報については、チケットの販売（先行予約特典を含む）、各種公演情報のお知らせなど、本会運営の目的のみに使用いたします。なお、サービス・公演の品質向上の目的で、個人を特定しない統計情報の形で使用いたします。

第15条（指定管理者の変更）

指定管理者が変更された場合は、本規約は、会員と新たな指定管理者との規約となることを会員はあらかじめ承諾するものとします。また、会員は、登録された個人情報が新たな指定管理者に承継されることをあらかじめ承諾するものとします。

附則 本規約は、平成24年6月1日より適用するものとします。

附則 本規約は、平成25年5月1日より適用するものとします。

附則 本規約は、平成26年7月1日より適用するものとします。

附則 本規約は、平成27年6月1日より適用するものとします。

附則 本規約は、平成 31 年 4 月 1 日より適用するものとします。

附則 本規約は、令和 3 年 4 月 1 日より適用するものとします。

附則 本規約は、令和 5 年 4 月 1 日より適用するものとします。

附則 本規約は、令和 7 年 4 月 1 日より適用するものとします。